

令和 7 年度

第 1 回埼玉県私立学校助成審議会議事録

令和7年度第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開 催 日 令和7年7月15日（火）

場 所 さいたま共済会館 502会議室

出 席 者（13名）（敬称略）

竹村 厚子	松尾 創	石川 薫
城川 雅士	小林 茂	石川 和子
内田 裕子	佐藤 恵	中野 晃
中村 友理香	鈴木 正人	武内 政文
松澤 正		

事 務 局 表 総務部長
 水書 学事課長
 藤原 学事課副課長
 山下 高等学校担当主幹
 茂木 幼稚園担当主幹
 菊地 専修各種学校担当主幹
 山口 高等学校担当主査
 儘田 幼稚園担当主査
 関根 専修各種学校担当主査
 澁澤 高等学校担当主任
 高橋 幼稚園担当主任
 山岸 専修各種学校担当主事

- 1 開 会
定足数を確認し、１４時００分審議会を開会した。
- 2 諮問書の手交
諮問書（別紙１）が学事課長から会長に手交された。
- 3 議事録署名委員の指名
会長は、議事録署名委員として、小林茂委員、佐藤恵委員を指名した。

4 諮問事項
（１）審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
令和７年度私立学校（小学校・中学校・高等学校・中等教育学校）運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
令和７年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
令和７年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針について	継 続	

（２）審議内容
別添「審議記録書」のとおり

- 5 閉 会
議長は、議事終了の旨を述べて、１５時３４分閉会を宣言した。

令和７年７月１５日

議 長 中野 晃

議事録署名人

委 員 小林 茂

委 員 佐藤 恵

(別紙 1)

学 事 第 4 5 0 号

令 和 7 年 7 月 1 5 日

埼玉県私立学校助成審議会会長 様

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

令和 7 年度私立学校運営費補助金配分の基本方針について (諮問)

埼玉県私立学校助成審議会条例第 2 条の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 令和 7 年度私立学校 (小学校・中学校・高等学校・中等教育学校) 運営費補助金配分の基本方針について
- 2 令和 7 年度私立学校 (幼稚園) 運営費補助金配分の基本方針について
- 3 令和 7 年度私立学校 (専修学校・各種学校) 運営費補助金配分の基本方針について

【審議記録書】

○司会 皆さん、改めましてこんにちは。全員おそろいになりましたので、ただいまから御案内を開始させていただきます。議事に入りますまでの間、学事課副課長の、私、藤原の方で司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ち、資料の確認をさせていただきます。資料は原則ペーパーレスで進めてまいります。お手元のパソコンを御覧いただいてよろしいでしょうか。既にファイルは開いた状態になっております。パソコンの操作方法など御不明な点などございましたら、挙手いただければ、事務局の方でフォローさせていただきます。

また、本日はマイクを使用いたします。事務局の方で発言される方のお席までマイクをお持ちいたします。

1 委嘱状の交付

○司会 はじめに、この度、新たに委員に任命されました武内政文委員、松澤正委員、再任の竹村厚子委員、石川薫委員に総務部長の表から委嘱状をお渡しいたします。皆様、そのままお席でお待ちください。

〔対象委員に対して委嘱状交付〕

2 委員挨拶

○司会 今回は、今年度第1回となります。また、新たに御就任いただきました方もいらっしゃいますことから、お一人ずつ自己紹介を頂戴できればと存じます。恐れ入りますが、鈴木正人委員から時計回りをお願いしたいと存じます。

○鈴木委員 県議会議員の鈴木正人でございます。2年連続ということでございますね。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○武内委員 県議会議員の武内政文と申します。私、以前幼稚園の理事長をやっております、この審議会も2回目でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松澤委員 同じく県議会議員の松澤と申します。議員になる前には学校の教員をしていました。どうぞよろしくお願いいたします。

○中村委員 公認会計士の中村と申します。埼玉の浦和で開業しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤委員 株式会社ボイスクリエーションシュクル佐藤恵でございます。今年2年目になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○内田委員 埼玉大学で美術教育を教えております内田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○石川和子委員 埼玉弁護士会の弁護士の石川と申します。よろしくお願いいたします。

- 小林委員 学校法人村上学園の小林でございます。今日はよろしくお願いいたします。
- 城川委員 私立中高協会、失礼しました。名前が変わりました。私学協会を代表してこちらにおります。学校の方は杉戸町の昌平中学校・高等学校、学園長を務めています城川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 石川薫委員 東京成徳大学深谷中学高等学校校長の石川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 松尾委員 幼稚園連合会の会長の松尾です。よろしくお願いいたします。
- 竹村委員 幼稚園連合会副会長を仰せつかっております竹村と申します。幼稚園は越谷にございます、大袋幼稚園というところです。よろしくお願いいたします。
- 司会 ありがとうございます。

3 事務局職員紹介

- 司会 次に、事務局の紹介をさせていただきます。総務部長の表久仁和でございます。
- 表総務部長 よろしくよろしくお願いいたします。
- 司会 学事課長の水書潤でございます。
- 水書学事課長 よろしくよろしくお願いいたします。
- 司会 高等学校担当主幹の山下能央でございます。
- 山下高等学校担当主幹 よろしく申し上げます。
- 司会 幼稚園担当主幹の茂木健司でございます。
- 茂木幼稚園担当主幹 よろしく申し上げます。
- 司会 専修各種学校担当主幹の菊地功でございます。
- 菊地専修各種学校担当主幹 よろしく申し上げます。
- 司会 高等学校担当主査の山口恭史でございます。
- 山口高等学校担当主査 よろしく申し上げます。
- 司会 幼稚園担当主査の儘田貴志でございます。
- 儘田幼稚園担当主査 よろしく申し上げます。
- 司会 専修各種学校担当主査の関根寛之でございます。
- 関根専修各種学校担当主査 よろしく申し上げます。
- 司会 以上、どうぞよろしくお願いいたします。

4 総務部長挨拶

- 司会 ここで開会に先立ちまして、総務部長の表から御挨拶を申し上げます。
- 表総務部長 改めましてこんにちは。ただいま御紹介にあずかりました、総務部長の表と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては日頃から本県の私学の振興と発展に御尽力をいただき、改めてこの場をお借りして厚く御礼申し上げたいと存じます。また、新たに御就任された4名の委員におかれましては、大変御多忙のところ、委員の職をお引き受けいただき、改めてこちらでも御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、知事より本審議会にお諮りさせていただく私立学校運営費補助金は、私立学校の教育条件の維持向上や父母負担の軽減などを目的とした、本県の私学助成の根幹をなす事業でございます。この補助金を各学校や園において有効に活用していただき、それぞれの私立学校が建学の精神に基づく質の高い教育を行っていただくために、毎年度その配分の基本方針について御審議いただいているところでございます。委員の皆様方におかれましては、それぞれの分野での御経験を踏まえ、様々な見地から御審議賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

5 開会

○司会 それでは、ただいまから令和7年度第1回埼玉県私立学校助成審議会を開会いたします。本日は全委員に御出席をいただいておりますので、埼玉県私立学校助成審議会条例第6条第2項の規定により定足数を満たしていることを、御報告申し上げます。

6 会長挨拶

○司会 初めに、中野会長から御挨拶をいただきたいと存じます。

○中野会長 皆さん、こんにちは。昨年皆様の御推挙によりまして、私立学校助成審議会の会長という大任を仰せつかりました中野でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。先ほど表総務部長から御挨拶があったように、当審議会は、今年度の運営費補助金の基本方針を定めるという役割を持っております。そしてこの審議会は、平成24年の4月から施行されまして、これは普通の条例ではなくて、議会が提案した条例ということで、ちょうど14年目を迎えるのだと思います。私、その頃執行部におりまして、大変な条例ができたなということを思ったわけですが、ここでも審議会の委員を4年目になりますけれども、させていただいて、議会よりもさらに突っ込んだ議論を、審議会がしているなということを肌身で感じております。そういうことで、皆様の意見を大事にしていきたいと思っております。御協力をよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございました。

7 諮問書の手交

○司会 次に、学事課長から会長に諮問書をお渡しいたします。

〔会長に諮問書を手交〕

○司会 ただいまお渡ししました「諮問書」は、配付資料の5ページにその写しがございます。それでは、これからの議事につきましては、中野会長に進行をお願いいたします。

8 議事録署名委員の指名

○中野会長 それでは条例第6条第1項に基づき、私が議長として議事を進めてまいります。議事に入ります前に、条例第8条第2項の規定により、今回の議事録署名委員を指名したいと思います。出席委員に順番でお願いしておりますが、今回は小林委員、佐藤委員のお二方をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、会議の公開について、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。条例第7条では、「審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。」と規定しております。今回の会議につきましては、原則どおり公開することによってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○中野会長 大方の賛成が得られましたので、そのように取り扱わせていただきます。では傍聴者の入室をお願いいたします。

○司会 本日、傍聴者はおりません。

○中野会長 珍しいですね。傍聴者無しということで。

9 諮問事項（3件）

（1）令和7年度私立学校（小学校・中学校・高等学校・中等教育学校）

運営費補助金配分の基本方針について

（2）令和7年度私立学校（幼稚園）

運営費補助金配分の基本方針について

（3）令和7年度私立学校（専修学校・各種学校）

運営費補助金配分の基本方針について

○中野会長 それでは、早速ですが、審議に入りたいと思います。先ほど諮問書をいただきましたけれども、諮問事項は3件でございます。これらを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。よろしくお願いします。

○事務局 学事課長の水書でございます。本日は第1回目でございますので、この審議会で御審議をいただきます私立学校運営費補助金につきまして簡単に御説明をさせていただきたいと存じます。着座にて失礼いたします。それではお手元の資料6ページの「私立学校運営費補助金配分の基本的

な考え方」を御覧ください。

まず、「1 私立学校運営費補助金交付の目的」でございます。私立学校運営費補助金は、その名のとおり私立学校の運営にかかる費用につきまして、学校の設置法人に対して県が補助を行うものであり、その目的はここに記載されております3点「私立学校の教育条件の維持向上」、「在学する生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減」、「私立学校の運営、経営の健全性の向上」でございます。

次に、「2 私立学校運営費補助金配分の基本方針」でございます。今申し上げた3つの目的を達成し、県議会で御議決をいただいた補助金予算を適正かつ効率的に配分をするために、県はその配分方法につきまして、毎年度見直しを行っております。本審議会では、この見直しの考え方につきまして、検討の視点という形でお示しをいたします。委員の皆様におかれましては、この検討の視点について御審議をいただければと存じます。県はこの審議内容を踏まえて、次回の審議会までに配分に当たっての基本方針の案を作成いたします。第2回審議会では、この基本方針案に対する御答申をいただくこととなります。

次に、「3 期待される効果」でございます。こちらに記載のありますとおり

(1) 審議会でのオープンな審議を経ることで、補助金配分の透明性、公平性がさらに向上する。

(2) 配分の内容を早期にかつ分かりやすく学校へ提示することで、補助効果が高まる。

といった効果が期待されますことから、基本方針につきましては、埼玉県私立学校助成審議会条例によって、本審議会が知事の諮問を受けて御審議をいただくこととなっております。

1 ページお進みをいただきまして、7 ページ、資料2「令和7年度私学助成について」を御覧いただきたいと存じます。

これは私立学校振興のための本県の私学助成の枠組みを整理したものでございます。本県の私学助成は御覧のような左右2本の柱で構成されております。このうち、資料の左側は、今回御審議をいただきます私立学校運営費の補助制度でございます。学校の種類ごとに予算額と生徒1人当たりの補助単価を記載しており、予算の総額は、下部の横線の下に記載がございますとおり、約321億円となっております。本審議会では、このうち、国の制度で既に配分方法が定まっているものなど、20億円を除く、301億円分の補助金の配分につきまして御審議をいただくこととなります。

続いて資料の右側を御覧ください。こちらは本審議会でも御議論いただく対象ではございませんが、私学助成のもう一方の柱である父母負担軽減事業補助制度を記載してございます。参考までに申し上げますと、この補助制度は、生徒や児童の保護者の経済的な負担を軽減するために、学校の授業料や施設費などを県が学校を通じて保護者に補助する制度でございます。例えば、高校では年収約720万円未満世帯までの授業料の実質無償化を行っております。また、幼稚園では、補助額に上限があるものの、3～5歳児の全世帯の保育料を無償化しております。専修各種学校におきましても、多子世帯などの条件を満たす世帯に対して支援を行っております。本県では、こちらの父母負担軽減事業補助と、今回御審議をいただきます運営費補助の二本柱で私学振興のための助成を行っ

ているところでございます。私からの説明は以上でございます。

この後、各担当から諮問事項につきまして御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 高等学校担当の山口と申します。私からは、諮問事項の（１）「令和７年度私立学校（小学校・中学校・高等学校・中等教育学校）運営費補助金配分の基本方針について」を御説明します。恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

資料は８ページの資料３－１からとなります。まず、この資料３－１で、現行の基本方針を説明します。続いて、委員の皆様特に御審議いただきたい内容をまとめました資料３－２「配分の基本方針に係る検討の視点」を御説明します。

それでは資料３－１の「令和６年度私立学校運営費補助金配分の基本方針」を御覧ください。

「１ 配分の基本的な考え方」です。運営費補助金の配分には、「基礎配分」と「政策誘導配分」、「特別補助」という３つの枠組みがございます。「基礎配分」は、人件費や光熱水費などの経常的経費に対して補助するもので、学校運営の根幹を支えるための配分です。「政策誘導配分」は教育条件の向上や特色ある教育の実施といった、県が進める施策を促進するための項目に基づく配分です。「特別補助」は国が設定した事業などを実施した学校に対して補助するものです。

次の９ページを御覧ください。こちら赤で囲まれた項目は、この後検討の視点でお示しする項目となります。

まず、「２ 基礎配分」について説明いたします。「（１）高等学校」は、次の「（２）中学校中等教育学校前期課程」「（３）小学校」の２つと配分方法が異なります。高校では配分項目の欄にあります①人件費から④設備関係経費の４つの項目に応じた、前年度の決算額を用いて算出する「補助対象経費方式」という経営実態を反映しやすい配分方式を採用しています。小学校と中学校・中等教育学校（前期課程）は、「生徒数割」という生徒１人当たりの補助単価に生徒数を乗じて算出する単価方式という配分方式を採用しています。

次の１０ページをお開きください。「３ 政策誘導配分」です。政策誘導配分の項目は全部で９つございます。上から順に御説明します。

まずは、①の生徒納付金水準補正についてです。生徒保護者の方から学校に対して納入している授業料や施設費など、生徒納付金が高い学校に加算を、低い学校に減算をすることで、生徒納付金の上昇を抑制し、父母の負担軽減を図るものです。

②の小規模校加算は生徒数が７２０人以下の小規模校に加算することで、学校運営の安定化、教育環境の充実を図るものです。

③の学級規模補正は生徒数が４０人以下の少人数学級に加算することで、少人数学級の編制を誘導し、教育環境の向上を図るものです。

④統合型校務支援システム導入推進加算は、システム導入により校務事務の効率化を図り、教育

環境の向上を図るものです。

⑤の本務教員充足加算です。本務教員とは、週5日以上勤務する常勤の教員のことです。この加算は本務教員1人当たりの生徒数が少ない学校に加算することで、本務教員の充足を誘導し、教育環境の向上を図るものです。

⑥の特色教育促進加算は、海外留学など、特色ある教育を行う学校に加算することで、グローバル人材の育成など、特色ある取組を促進するものです。

1ページ進んで11ページを御覧ください。

⑦のICT活用教育推進加算は、ICTを活用した教育を推進するための経費に加算配分することにより、ICT機器を活用した新しい教育を推進するものです。

⑧の教員資質向上加算は、教員を外部機関の研修に派遣した学校に加算することにより、教員の資質向上を図るものです。

⑨の定員超過調整は、定員超過の学校を減算することにより、収容定員の遵守を誘導し、適正な学校運営の確保を図るものです。

以上が政策誘導配分でございます。

最後に「4 特別補助」として、「教育改革推進特別経費」を設けております。これはICT教育環境の整備やスクールカウンセラーの配置による教育相談体制の整備などといった、国が設定した事業を実施した学校に対して配分するものです。今年度の国の制度改正は、「外国人入学生受入れのための環境整備」を独立項目として新設するというものです。資料3-1の説明は以上となります。

それでは1ページお進みいただきまして、12ページを御覧ください。資料3-2「令和7年度配分の基本方針に係る検討の視点（小学校、中学校・中等教育学校（前期課程）、高等学校）」です。

1つ目は高等学校の基礎配分の計算方法についてです。まず、＜現状と課題＞です。今年度も人件費の高騰が続いていますが、このような中でも、当然、学校は教職員を確保して、学校教育の質の向上や、学校運営の円滑化を図る必要があります。人件費に関する話題としまして、公立学校では教員の処遇改善のために教職調整額、いわゆる残業代の代わりに支払われる手当ですが、これを昨年度までの4%から最終的に令和12年度までに10%に引き上げる予定です。また、私立につきましても、国の標準費、これは国庫補助金の単価と地方交付税の単価を足したものですが、この標準費が今年度大幅に増えました。文部科学省の資料を見ますと、増額理由は光熱費や物価高騰のほか、人件費の高騰のためとのことでした。このように、全般的に人件費に関する話題が多くなっている状況です。この現状と課題への対応案が次の＜方向性＞でございます。

基礎配分の対象経費は、「人件費」「教育研究経費」「管理経費」「設備関係経費」の4つあります。このうち、人件費に対する配分を他の項目より手厚くして、教職員の確保を頑張っている学校を支援できるようにしたらどうかと考えています。具体的な方法は、資料にあるイメージのとおり、人件費の補助額の計算を係数により何%が割り増しするといった形で人件費の補助の比重を重くしよ

うと考えています。1つ目は以上です。

2つ目は政策誘導配分の「本務教員充足加算」についてです。こちらは高等学校の他、中学校、中等教育学校の前期課程が対象となります。まず、＜現状と課題＞です。この補助項目は本務教員1人当たりの生徒数が少ない学校に加算することで、本務教員の充足を誘導し、教育環境の向上を図るものです。この目的を達成するためには、学校がこの加算に魅力を感じて政策誘導に応じてくれる必要がありますが、現在の人件費が高騰している中では、このままの補助単価だと、誘導効果が薄くなってしまわないかという恐れがあります。

そこで、＜方向性＞でございますが、補助単価を現在の110万円から増額して、引き続き政策誘導効果を発揮できるようにしたいと考えています。以上が資料3-2の説明です。

私からの説明は以上となります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 幼稚園担当の茂木と申します。続きまして、幼稚園の運営費補助金配分の基本方針について御説明申し上げます。大変恐縮ですが、座って説明させていただきます。

13ページの資料4-1を御覧ください。

最初に「令和6年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針」を御説明申し上げます。

まず、1の「配分の基本的な考え方」でございますが、幼稚園におきましても、高等学校と同様の配分枠を設け、それぞれの配分枠において必要な要素を組み入れる方式をとっております。

1枚ページお進みいただいて、14ページを御覧ください。

2の「基礎配分」では「①園児数割」から「⑤満3歳児数割」まで5項目を設定しておりまして、それぞれ補助単価に対象数を乗じて配分額を算出する単価方式を採用しております。

①の「園児数割」は、補助単価に定員内の園児数を乗じて得た額を配分するものです。

②の「園割」は全ての園に一律に定額を配分するものです。

③の「常勤教員割」は常勤教員数に補助単価を乗じて得た額を配分するものです。

④の「常勤職員割」は常勤職員数に補助単価を乗じて得た額を配分するものです。

⑤の「満3歳児数割」でございますが、通常、園児は3歳に達した後の4月に入園しますが、満3歳になった時点でも受入れが可能となっています。この満3歳児の受入れを行う幼稚園に対し、補助単価に満3歳児数を乗じて得た額を配分するものです。

なお、①の園児数割、③の常勤教員割、④の常勤職員割につきましては、後ほど、「令和7年度配分の基本方針に係る検討の視点」で改めて御説明させていただきます。

続きまして、3の「政策誘導配分」について御説明申し上げます。政策誘導配分は全部で11項目ございまして、①から⑧までの8項目は加算により、また、⑨から⑪までの3項目は減算により、政策誘導を図るものです。

①の「3歳児保育促進加算」でございますが、きめ細かな対応が求められる3歳児保育について、3歳児クラスを担当する教員数に応じて加算することで、保育の質の向上を図るものです。

②の「ティーム保育促進加算」でございますが、4歳児又は5歳児クラスに補助教員を配置している場合に加算するものでございまして、①の加算と同様、きめ細かな保育の促進を図るものです。

③の「園児納付金抑制加算」でございますが、園児納付金が県平均額から算出した基準額未満に抑えられている場合、基準額に対して納付金の水準が低くなるに従い傾斜加算するものです。

④の「1種免許状保有促進加算」でございますが、幼稚園教諭の1種免許状を保有する常勤教員数に応じて、加算配分するものです。

1枚ページお進みいただいて、15ページを御覧ください。

⑤の「小規模園加算」でございますが、実員が150人以下の小規模園に一定額を加算配分することで、小規模園の経営の安定化を図るものです。

⑥の「安全管理対策加算」でございますが、防犯や園児の事故防止など安全管理対策に取り組む幼稚園に対し、その経費に応じて加算配分するものです。

⑦の「学校関係者評価加算」でございますが、学校関係者評価を実施する幼稚園に加算するものです。

⑧の「人材確保加算」でございますが、全埼玉私立幼稚園連合会が開催する就職フェアに参加した幼稚園に加算することにより、人材確保の推進を図るものです。

続きまして、⑨から⑪は減算調整の項目でございますが、⑨の「定員超過調整」は在籍する園児数が収容定員を超える幼稚園に対し、定員超過率に応じて基礎配分額から減算するものです。

⑩の「高額給与調整」でございますが、基準額を超える給与を受ける教職員がいる場合につきまして、基準額を超える額を減算するものです。

⑪の「剰余金保有調整」でございますが、財務計算書における剰余金の額が3億円以上の法人につきまして、基礎配分額に剰余金の額に応じて一定の率を乗じた額を減算するものです。

なお、③の「園児納付金抑制加算」、⑤の「小規模園加算」、⑥の「安全管理対策加算」、⑦の「学校関係者評価加算」につきましては、次の「令和7年度配分の基本方針に係る検討の視点」で改めて御説明させていただきます。

1枚ページお進みいただいて、16ページの資料4-2「令和7年度配分の基本方針に係る検討の視点」を御覧ください。検討の視点として6点挙げさせていただきます。

1点目は、「園児数割について」でございます。＜現状と課題＞でございますが、物価高騰などにより、園児1人に要する経費が増加しているところです。

＜方向性＞でございますが、園児数割の補助単価を増額するものです。

2点目は「常勤教員割及び常勤職員割について」でございます。＜現状と課題＞でございますが、常勤教員割及び常勤職員割は、私立幼稚園の経費で大きなウェイトを占める人件費を補助することにより、経営の健全性を確保することを目的としております。幼児教育を充実させるため、人件費が高騰する中でも、教職員の確保が必要であります。

＜方向性＞でございますが、常勤教員割及び常勤職員割の補助単価を増額するものです。

なお、常勤教員割に係る勤続年数に応じた加算は政策誘導的な趣旨があることから、「政策誘導配分」へ移行するものです。

続きまして1枚ページお進みいただいて、17ページを御覧ください。

3点目は、「園児納付金抑制加算について」でございます。＜現状と課題＞でございますが、園児納付金抑制加算については納付金が県平均以下の園に対して納付金ごとの単価に応じ加算を行っているものです。さらに当該加算対象園が「園平均の給与水準が県平均以上」又は「2種免許状保有教員の給与水準が県平均以上」である場合に、単価の3割を上乗せしているところです。

＜方向性＞でございますが、基礎配分における補助単価の増額及び処遇改善事業の拡充の状況を踏まえ、給与水準に応じた上乗せを縮小するものです。

4点目は、「小規模園加算について」でございます。＜現状と課題＞でございますが、規模の小さい幼稚園は、事業活動収支差額比率がマイナスとなっている園が多いことから、小規模園に対し加算を行うことで、経営の安定化を図っております。一方で、人口減少が進み、令和6年度は1園当たりの平均園児数が小規模園加算の対象である150人を下回りました。

＜方向性＞でございますが、加算の対象を「実員が県平均以下」、かつ「事業活動収支差額比率が0%未満」である園とし、補助単価を減額するものです。

なお、「事業活動収支差額比率」は、前年度の決算書類で判断します。

続きまして、1枚ページお進みいただいて、18ページを御覧ください。

5点目は、「安全管理対策加算について」でございます。＜現状と課題＞でございますが、安全管理対策加算は、安全性向上や事故防止等の対策を実施した幼稚園に対し加算を行っているところです。国の施設整備費補助金の補助内容と重複しているものがあり、見直しが必要となっているところです。

＜方向性＞でございますが、安全管理対策加算のみ対象となっている取組もあるため、加算項目の廃止はせず、加算額の上限を減額するものです。

6点目は、「学校関係者評価加算について」でございます。＜現状と課題＞でございますが、学校関係者評価加算は、平成29年度から令和3年度の県の5か年計画にあった指標「学校関係者評価の実施率」の目標達成のために導入したもので、学校関係者評価を実施した幼稚園に対し加算しているものでございます。令和6年度は補助実績が9割近くとなったところです。

＜方向性＞でございますが、政策誘導の目的を達成したことから、本項目を廃止するものです。

御審議いただく内容につきましては以上でございますが、令和7年度予算として県議会で議決いただきました「特別補助」について、昨年度からの変更点がございますので、2点御報告させていただきます。

2点とも「教職員の処遇改善事業」でございます。こちらは教職員を安定して確保し、幼児教育

の質を向上させるため、処遇改善に取り組む幼稚園に補助するものです。

まず、1点目といたしまして、「賃上げによる処遇改善」に係る幼稚園の負担割合を4分の1から8分の1に軽減するものでございます。

2点目といたしまして、今年度から「教員のキャリアアップ等のための処遇改善事業」を新たに実施いたします。幼稚園において、主任などのリーダーを務め、研修要件を満たす教員に対して処遇改善を行う幼稚園に補助するものです。私からの説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○事務局 専修各種学校担当の菊地でございます。続いて、専修各種学校の運営費補助金配分の基本方針について御説明いたします。大変恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。

19ページの資料5-1を御覧ください。

「令和6年度 私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針」でございます。

「1 配分の基本的な考え方」につきましては、基礎配分と政策誘導配分の2つの枠組となっております。1ページお進みいただきまして、20ページを御覧ください。

まず、「2 基礎配分」でございますが、①生徒数割、②教職員数割としております。

これは、予算に基づき設定された生徒数割及び教職員数割の配分単価に、生徒数又は教職員数を乗じて配分するものでございます。

なお、②の教員数割については、後ほど御説明をいたしますが、令和7年度の配分に当たって、一部見直しを図らせていただきたいものでございます。

次に、「3 政策誘導配分」についてですが、①～⑤の5つの指標に基づき加算配分をし、政策誘導を図るものでございます。

①専任教員充足加算については、2つの基準となりますが、「基準を超える専任教員を配置している学校」また「専任教員1人当たりの生徒数が少ない学校」への加算がございます。いわゆるその学校の専属の教員となる「専任教員」の充足を誘導し、教育環境の向上を図るものでございます。

②保健安全対策・教育環境整備加算については、学校施設・設備の整備を通じて、保健衛生・安全対策の徹底、教育環境向上を図るものでございます。

具体的には、防犯・防災設備の設置など「生徒の安全確保対策」のほか、「快適な教育環境の確保に要する施設整備の維持」、「ICT導入による教育環境整備」に係る経費の金額に応じて加算を行います。

③教員資質向上加算は、教員の外部研修の参加費負担に対して加算するものでございまして、教員の資質向上を図るものでございます。

④職業実践専門課程認定加算につきましては、企業と連携し、企業のニーズに沿った実践的な職業教育を推進する専門学校の取組を支援するものです。国の認定を受けた学校に対して加算を行うものでございます。

⑤保健管理・教育相談体制向上加算は、学校医・スクールカウンセラーの配置を促し、学校における保健管理・教育相談体制の充実を図るものでございます。

なお、①専任教員充足加算、及び③教員資質向上加算につきましては、後ほど御説明をいたしますが、令和7年度の配分に当たって、一部見直しを図らせていただきたいと思いますものでございます。

1 ページお進みいただきまして、21 ページを御覧ください。

資料5－2「令和7年度配分の基本方針に係る検討の視点(専修学校・各種学校)」でございます。

検討の視点として、「1 基礎配分の教職員数割の補助単価の増額について」でございます。

まず、＜現状・課題＞でございますが、専修各種学校においても、人件費の高騰する中、教職員を確保して、学校教育の質の向上や学校運営の円滑化を図る必要がございます。そこで、＜方向性＞として、高等課程、専門課程の教職員数割のそれぞれの補助単価を増額し、教職員の確保に努めている学校を支援するものでございます。

次に、「2 教員資質向上加算の補助額の変更について」でございます。

まず、＜現状・課題＞でございますが、学校教育充実のために、教員の資質向上が求められており、教員に対する研修の受講をさらに促す必要がございます。

＜方向性＞としましては、対象となる1人当たりの研修参加費の下限額を引き下げまして、研修1件当たりの補助単価を見直し、加算の対象となる枠を広げることで研修の受講をさらに促すものでございます。

1 ページお進みいただきまして22 ページを御覧ください。

次に、「3 専任教員充足加算の一部縮小について」でございます。まず、＜現状・課題＞でございますが、専任教員充足加算は①配置基準を超える人数に応じての加算、②専任教員1人当たりの生徒実員数に応じての加算の2つの配分方法がございます。①と②の配分方法で加算されている該当校が合わせて9割に達していることから、政策誘導配分として一定の役割を果たしたものと考えております。

また、②の専任教員1人当たりの生徒実員数に応じての加算につきましては、例えば、配置基準を満たしているものの、教員数を増やす努力をしなくても生徒数の減少によりまして補助対象となる実情もあることから、政策誘導の趣旨と異なる面もでてきております。

そこで、＜方向性＞としては②の配分方法の加算額を縮小するものでございます。ただし、②の配分方法によって加算を受けている学校も相当数あり、既存の加算対象校に与える影響も大きいことから、激変緩和的な措置といたしまして、当該配分方法を廃止とせず、加算額を減額するものでございます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中野会長 丁寧な説明ありがとうございました。それではこの説明いただいた事項について御意見御質問等がありましたらお願いいたします。

委員どうぞ。

○委員 先ほどの高校のところの配分基準の説明のところで質問させてください。先ほど、国からの人件費等の分が大幅にアップしたというような説明があったと思いますが、それは財源措置額のことですか。

○事務局 国庫補助金のことです。

○委員 ということは、財源措置額の中に含まれるものですね。そこで質問なのですが、それが上がったのは高校だけですか。

○事務局 高校以外にも、他の学種につきましても上がっているところがございます。

○委員 中学校、小学校も上がっているということですね。

○事務局 そうなります。

○委員 はい。そこでですね、皆様方に情報共有ということで。この内訳を検討する前提としてですね、資料の7ページを御覧ください。7ページのところに、小・中・中等教育学校・高校のいわゆる生徒1人当たりの県としての金額が出ています。実は今話に出た財源措置額、つまり国から県に生徒1人当たりで支給されている金額というのがですね、もう令和7年度の当初の予算として、これは発表されているのですが、実は小学校は国から県の方に35万3,890円、これが財源措置額として県に来ています。ですが、埼玉県の方では、小学校に関しては24万7,700円。つまり、今例えば人件費に関してプラスがあったというお話などは一切反映されてない状況で、実は学校側には支給されているという現状があります。その差額は10万6,190円です。小学校の、例えばこの運営費補助金24万7,700円というのは、全国47都道府県の中でも、ぶっちぎりのビリです。最下位です。学校に出ているお金は。そして次に中学校なのですが、中学校に関しましても、国からの財源措置額というのは、今年度の数字は35万5,522円のはずです。この中にも、今お話のあった人件費等のいわゆるプラスというのは、国からはあつたはずなのですが、実はこの小学校、中学校実は昨年、一昨年、その前、1円も上がっていません。ずっと。国からは毎年上がっています。だからその差額が今どんどん開いていて、中学校に関してはその差額が10万1,591円という状況で、要するに他県の中学校と我々はその学校運営で争っていく中で、他県の中学校は10万円以上まず、助成金の段階で金額が埼玉県の中学校、小学校よりも、要するに多くあるところで運営をしているというような状況があります。高校に関しては、若干このところ、いろいろ補助もいただいておりますが、実際、国から出ている助成金は、財源措置額は36万3,708円です。県から今我々がいただいている、これ生徒1人当たり直すと、その差額というのは3万3,143円です。実は高校もこれも全国47都道府県の中で最下位です。数字としては。しかももうかなり差が開いている状況で、そんな状況の中で運営していると。先ほどありましたように人件費の部分で、そのところが国から出ているのでそういう対応をするというのであれば、小学校、中学校もなければ、まず理屈として合わないのではないですか。

○事務局 お話、ありがとうございます。おっしゃるとおり、小中につきましても、人件費が高騰しているところがございますので、内容としては高等学校と変わるところではないというのが現実でございます。ただし、埼玉県につきましては、こちらの限りある予算の中で、適切なかつ効率的な私学助成と、考えているところございまして、小学校、中学校につきましては、義務教育ということで、公立の受け皿もあることから、長年ちょっと据え置かせていただいているところでございます。代わりに高校の方を、高校の方は公立に行きたくても、入れない方もいらっしゃいますので、そのような方のことを考えますと、高校の方を手厚くさせていただきたいと考えております。ただ、高校の方ですけれども、運営費よりも父母負担軽減事業補助、こちら資料の7ページですね、前提として説明させていただきました、私学助成の二本柱の右側の方を現在手厚くしているところございまして、こちら、すみませんが限りある予算の中でということで御了解いただければと思います。また併せまして、こちらは予算についての審議をいただくところではございませんので、予算配分に関する御審議をいただくところでございますので、その点、先ほど委員からのお話につきましては、予算の要望があったということで受け取らせていただきます。

○中野会長 よろしいですか。

○委員 はい。今のお話、当然この会議が本来そことは違うということは十二分に承知しています。ただ、それを前提で、今の予算もある程度この学校の運営の中で使えるような形で、基本的に本来この制度っていうのは作っていかなければならないと思うのですよね。例えば一言で言うならそれだけ、いわゆる他県に比べて、助成金が低いのであれば、もうこれ学校としても、他にやる手立ってっていうのは校納金で取るしかないのですよね。他校と争うためには。ところが校納金についても、実は水準規制という、埼玉は他県よりも厳しい制度が今存在しています。もちろん授業料を上げないよという状況は分かりますが、その部分でいうと、今ちなみに埼玉県で算出している1年当たりの平均額、校納金の平均額というのは正確に分かりますか。

○事務局 すみません。手元に初年度納付金、1年生だけの納付金の平均額がございます。そちらで言いますと、令和7年度84万1,023円でございます。

○委員 はい。文部科学省も、例えば、令和6年に全県の校納金の一覧を出していますよね。前の調査が令和4年だと思いますが、令和4年から令和6年の間で初年度の校納金でも、2万円ぐらい上がっていますよね、全体としては。5年間だと5万円ぐらい上がっていますね。4万かな。4万ちょっと上がっているかと思うのです。そこについて、当然これ、ここ2年は特に加速度的にやっぱり全国的に校納金をやっぱり上げています。それは人件費だとか、いろんなエネルギーの部分であるとか、またICT教育なんかの部分で。今どうしたって、ある程度のお金をかけなければ教員も採用できないという状況の中で、これだけ助成金を絞った状態の中で、もういわゆる校納金も、という状況というのはちょっといかがなものかというのが、まず思います。さらにもう1つ言うと、多分、ちょっと私の計算になっているのですが、埼玉県の私学の平均って今68万円ぐらいいていない

ですかね。1年平均の額って。ちなみにこの水準規制については以前説明を聞いたときには、いわゆる標準額0円のラインはいわゆる埼玉県私学の平均値だって聞いたのですが、それは間違いありませんか。

○事務局 平均値ということで、真ん中0円の部分を設定してございます。

○委員 だとしたら今年のその額ってというのは、今ここで出てないとおかしくないですか。

○事務局 すみません。手元に資料がございませんので確認をさせていただきます。

○委員 それに合わせて、もう1つ言わせてください。恐らく全国の1年当たりの校納金の平均額、これ幾らぐらいで県は把握されていますか。

○事務局 すみません。全国の資料も今手元にはございません。

○委員 これも正確ではないのですが、恐らく私の文科省のデータをいろいろつついて計算すると68万円ぐらいになっていると思うのです。校納金の平均が。お手元の資料の33ページの表を見ていただきたいのですが、33ページで、68万円がどういうラインかというと、人数によりますが、5,000円から1万5,000円、補助金を減額しますっていうラインなのですね。さらに言いますと、先ほど言いましたように、大体今68万円がもし県の平均だとすると、平均額、これはちょっとそこね、正確な数字ではありませんけど、もし仮にそうだとすると、そのラインっていうのは5,000円から1万5,000円減額のラインなのです。これ、幾らなんでもこの水準規制の表というのは現実と大きく乖離しているように思うのです。このことは、先日も私も申しましたし、去年のこの会議でもこれに近い話はさせていただいたつもりです。結構、僕はそのまま出てきたのは正直びっくりしたというのが本音なのですが、今、校納金の増額、物価の上昇、賃金のアップって結局、どの業界でも大きな課題となっている問題で、その課題にどう立ち向かうかっていうのは、正直、助成金、埼玉県は今年高校で1.76%ですね。上昇率が。中小はゼロですね。それで、さらに、結局校納金もう以前の、これは多分基本のラインはもう20年ぐらい変わってないと思います。正確に言うと、1万円の変化が2回あっただけだと思うのですが、ここ20年の間で。ちょっと現実と乖離し過ぎていませんか。そこについては。もう1つ、ちょっとすみません、訴えさせていただくと、埼玉の私学が結局生徒の取り合いであるとか教員の取り合いで戦っていかなくてはいけないのは、やっぱり1都3県の学校です。少なくとも関東の1都3県の学校の学納金の平均額は間違いなく、70万円を超えています。そういった中で、だから県の方針としては、要するに授業料をとにかく安く安く安くやって、とにかくそれで教育力が下がっていても面倒見るというのか、それとも他県の私学とちゃんと戦えるような教育力を高める取組をしてくれるというのか、そのどちらなのかっていうのが、まず根本的に非常に疑念を感じてしまうというのが正直な気持ちなのですが、その辺はいかがでしょうか。

○事務局 そもそも運営費補助金を補助する理由としましては、学校の健全な運営、こちらを図るものでございますので、もちろん私立学校につきまして、お金が足りないという状況を招くというの

は、県としても考えているものではございません。一方で、父母負担の軽減をしなければいけないという、こちらの考え方もしなければいけない。このバランスを考えて、ずっと生徒納付金水準補正、こちらの補正を続けてきたものでございます。以上です。

○委員 軽減補助と水準規制は、それはどういう繋がりがあるのですか。

○事務局 こちらは先ほど説明させていただきましたけれども、生徒納金水準補正につきましては、生徒納付金が少ない学校につきましては加算をする、生徒納付金の高い学校には計算をするということで、そういった加減算をすることによりまして、生徒納付金の抑制を図ることで父母負担の軽減を図る、要するに授業料とか入学金とか、保護者の方が払うお金が少なくなるようにとするものでございます。

○委員 それは分かるのですが、あ、父母負担軽減補助とは、の話ではなくてですね。

○事務局 そうですね。

○委員 すみません、長くなってしまって。ただここで本当に真剣に分析してお考えいただきたいのですが、私立高校、私立中学校、私立小学校、どれもそうなのですが、結局学校運営をしていくための財源っていうのは校納金と運営費補助金しかないのですよね。基本的には。その合算額が結局全国的に通常の私学はどれぐらいなのかっていう。特に関東の、東京は特に高いところがありますけど、でも我々東京都と戦っていかなければならないので、東京、千葉、神奈川でその辺と、でどう計算しても、やはり埼玉県ビリになります、その1都3県の中でも。もちろん保護者の負担を少なくするために、授業料を減らすという努力は、それは我々としては当然、授業料が校納金というのは生徒募集にも直結してきますから、当然上げるというのはものすごくリスクの大きいところで、これはもう市場原理の中で結局我々もやっているんで、恐らくこの水準規制よりも、そちらの生徒募集のバランスの方が、多分どこの学校もすごく大きく考えながらやっている状況だと思います。ただ、その中で、結局その私立高校、私立中学校、私立小学校の、やっぱり今の時代はやっぱりお子さん方、保護者の方っていうのが、結局教育を選んで、学校を選ぶという状況だと思います。それに応えられるような資金の財源が作れる状況というのは、もちろんだから補助金がもらえればそれはありがたいのですが、もしそれがなければならぬで他の工夫の仕方って、校納金を上げるしかないわけですよね。どこの県よりも正直、これ、厳しいと思います。このラインの作り方っていうのは。これだけ細かな表を作って基準を作るのだったらその辺の分析と根拠をしっかり持った形で、そのラインっていうのは作っていただかないと、非常に現実離れした状況になってくると思うのですが。その辺いかがでしょう。

○事務局 すみません。私が話に入ってしまったので恐縮ですが、今委員からいただいた生徒納付金水準補正に関してですね。まず、制度自体は御案内のとおりなのですが、少なくともこの平均額の部分について、きちとした形で、もちろん私ども整理をしておりますが、改めてちょっと確認をさせていただいてですね、特に委員御指摘のその近県ですね、関東のあたり、そのあたりもしっかり

りと確認をして、ちょっとこの場ですぐにお答えできなくて恐縮なのですが、それは2回目までにしっかりと確認させていただいて、また、必要に応じてお話をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 すみません。先ほどお話いただきました、埼玉県 averages の生徒納付金額ですけども、令和6年度の方の事業計画書ベースでいうと63万434円。令和7年度、今年度ですけども、今年度の平均、今まだ作成中ですが、66万306円ということで、こちらの方で持っております。以上でございます。

○委員 分かりました。私がさっきの数字は文科省のやつをちょっと勝手に計算してやったので、そこはずれが生じて、申し訳ありません。はい。ただ、何度も申しますが、運営費補助金と、校納金を合算した値が何度も言いますけど、やっぱり私学運営の資金源、財源になりますので、その額でやっぱり他県との比較を考えながらやっていただきたいというのが、要望でございます。それと、ちょっともう1つだけ。先ほど説明の中であった人件費のやつで、配分を、12ページの表ですね、方式ですね、12ページで、この係数×補助率というのは、補助率というのは34%のことでしょうか。

○事務局 34%です。

○委員 なるほど。ということはですね、例えばこれは人件費を上げたときに34%。これもちょうとさっきの話に繋がってくるんですけど、34%はそこでフォローしていただくとしても66%は我々学校の方で作っていきなさいいけないのですね。

○事務局 そうなります。

○委員 ということは、やっぱりそれはそれで、結局学校側の財源を作る手段も必要だという状況というのも、それは御理解いただいていますよね。

○事務局 もちろんでございます。生徒納付金と運営費補助金、こちらが学校の主歳入になる主な本柱だと認識しております。

○委員 はい。ありがとうございます。最後に、結局今の私立高校が置かれている状況っていうのは、ちょうど来年度がいわゆる高校の無償化等の話が出ていますけども、これはちょっと今この段階でははっきりしてないのでそのところはちょっと、抜いて考えるとしてですね、私がこれだけ今、校納金等の話もさせていただいている。補助金についてもあえてここで触れさせていただいたのは、結局、30年ぐらいは実は物価って全然変わってない状況が続いていました。ですから、いわゆる学校運営というのも、かなり我慢をすれば、どうにかなったというのがこの30年間でした。そのところで1つ大きいのは、やっぱり以前はもうボランティア的な働き方ももう全然、あんまり大きな声で言えないんですけど、もうそうやって先生方が働きながら、埼玉県の私学、本当に頑張ってきたと思います。しかし、結局、物価がもうここ2、3年ですね、急速に物価が上がり始めて、人件費アップが始まり、さらに言うと、この働き方改革、これは今の残業の話がつながってくるの

ですが、私立高校はどうしてもこれは労基法の中で遵守した形で対応していかなければなりませんので、当然その残業に対してきちっとした残業代を払うという形をどの私学も今とっています。当然もうそれだけで数千万、正直、出費が増えてくるような状況であり、この人件費のケースで言うと、今の例えば初任給が、ずっと20年前、10年前までそうですね、20万円前半でも結構十分だった時代っていうのが長くありました。しかし、結局今年の例えば新規採用、企業もそうなのですが、例えば東京の私学は軒並み30万円を超えています。新規採用教員の人件費でも。公立においても、恐らく埼玉県も含めて30万近くまで結構初任給の金額が今来ているのではないかなと思います。つまりそれだけ人件費っていうのがどこも当たり前のように上げている状況で、もうそれを上げるっていうのがどれだけ支出を増やす状況になるのかっていうのは、お分かりいただけると思うのですが、そういった対応っていうのは何度も申しますが、その補助金もね、結局校納金も上げたら減額するという状況の中で運営していくというのは非常に、現実的に無理がある。そういう制度設計になっているように思っております。そもそものところで根本的な、こういった補助金の今の現状なんかも含めた形で、何とか全体として、いい手を考えていただきたいなというふうに思っています。あと先ほどあった授業料軽減補助につきましては、本当にこれは募集上、採用していただき、全国トップレベルのいわゆる保護者への補助ということで、この部分への感謝というのも本当にあります。本当にありますし、そのことで私学の運営がすごく助けられた時期っていうのが現実的にあります。ただ何度も申しますように今、とにかく社会状況が大きく変わってきたので、私もかなり余裕のないような話し方になってしまいましたが、かなりピンチというか窮地で、埼玉県の私学全体が他県に食われるという、そういう危機感を非常に強く持っているということを申しまして、私のお話とさせていただきます。すみません、長々と話してしまっただけ失礼しました。

○中野会長 委員、どうもありがとうございました。委員への回答の中で、次回までにちょっと整理して、答えられるところまでちょっとお答えいただけますかね。

○事務局 かしこまりました。こちらの方で第2回まで検討した上で回答させていただきます。

○中野会長 ここに国の標準費って出ているのだけど、国庫補助金と交付税単価を出したやつが大分伸びているという。でも、小中に比べたらあまり伸びていないということなのだけど、この標準費自体が国庫補助金だってこの額面どおりこないし、そういう制度的な問題もありますよね。国庫補助金どおり入っているのですか。交付税の単価と国庫補助金どおり入っているの。

○事務局 すみません、圧縮して入っていますので、額面どおりではございません。

○中野会長 そうですね。はい、分かりました。では、他にございますでしょうか。委員。

○委員 幼稚園の関係で、その小規模園加算、これはいろいろ書いてあるのですが、要するに給与などの改善をしたという状況も踏まえて、縮小するってあるのですが、ここはよく理解できない。基本的に先ほど委員も言われたように納付金抑制加算というのは非常に、これ考え方としてね、どうなのかなという疑問の中で、この給与水準、この縮小っていうのはどういうものか、もう少し

説明していただけますか。

○中野会長 小規模園加算についてお願いします。

○事務局 小規模園加算についてということでしょうか。現状はですね、今の150人以下の幼稚園に対して、加算の措置をしているところなのですが、実際、平均の園児数が、150人を下回ってしまっている現状がありますので、加算の対象を、昨年度ですと147人だったので、今年度ちょっとまだ何人かは出ていないのですが、そういうこともあって、実員が県平均以下のところに加算をするという考えでいるところでもあります。

○委員 すみません。私ちょっと勘違いしていました。園児納付金抑制加算の方でした。失礼しました。要するに、ある程度必要なものは、園の魅力を高めるという、そういう中でも必要でありますし、要はあまり増やしては、高くしてはいけないということのメッセージを出しているのだと思うのですが、この給与水準に応じた上乗せを縮小するというのは、どういう意味なのでしょう。

○事務局 園児納付金抑制加算についてですが、現状ですね、納付金が県平均以下の幼稚園に対して、園児納付金の抑制加算をしているところなのですが、それに単価の3割とか上乗せをしているところなのですが、その単価の3割の上乗せを縮小するということを言いたいところなのです。

○委員 要は予算が足りないということなのですか。

○事務局 他にも、今特別補助の方で、処遇改善事業とかを拡充しているところでありまして、その単価の上乗せをですね、3割から縮小するというところで考えているところでもあります。

○委員 やはり、抑制加算については議論があるところだと思います。極端に言うと、なくしてもいいのではないかという感じもしますけど。これは、今の説明でよく分からないのですが、要するにあれですか、ここで方向性として書いてある処遇改善等が充実してきたから、もう上乗せは縮小していいのではないか、ということですか。

○事務局 園児納付金を抑制している、頑張っている幼稚園に対して加算をしているところなのですが、幼稚園につきましては、減算してはいないところです。

○事務局 すみません。先ほど高校の方でいろいろ議論になった生徒納付金の場合には確かにいろいろ御指摘をいただいて、多く納付金を取ったときには減算措置があつてそれはいろいろ今御意見いただいています。幼稚園に関してはそういう減算はしていなくてですね、もともと園児からの納付金を抑えて、保護者からは取らずに頑張つて運営をしている。そういったところに対して、補助金として加算をしているというのがこの制度でございます。ただ、人件費の基礎配分なども今回上げさせていただきますし、あとは国の特別補助、継続的な処遇改善ですとか、いろんな補助メニューを今充実させていただいているので、そういった部分もあるので、場合によってこちらの今の3割上乗せというものについては、限られた予算もありますので見直しの方向で考えたい。そういう方向でございます。

○委員 分かりました。他にも、要するに対応、アップしているから、予算の範囲内で、減らすということ。

○事務局 そうですね。少し加算を少なくするという方向でございます。

○中野会長 委員。

○委員 色々今までの議論をお聞きしてですね、基本的なことなのですが、本当に物価高で人件費が上がるとおっしゃる委員さんからの、悲痛な御意見ごもっともだと思うのですが、そんな状況の中でですね、予算額が対前年度比で11億3,400万円減、3.4%減と。それから父母負担軽減事業補助も3.8%減というような状況の原因はどういうことなのか、まず1点目。それから2点目の会長が先ほど質問してくれて、その国庫の額は1人当たりで決まっているけれども、それは満額入っていないのだというような御答弁だったと思うのですが、それはどういうことなのか、そういうそうしたその基準の額があるのに、入らないってのは何がどうしてそうなるのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○中野会長 どうぞ。

○事務局 まず、全体の予算の減額は、これは単価というよりはやはり園児数ですとか、そういった総量として、やっぱり園児数も減少していますし、例えば幼稚園であれば対象となる幼稚園から認定こども園に移行したりしているところ、幼稚園の減が非常に大きいので、そこで減少しています。

2点目は、単価、その国の標準費があって、それが全額入っていない理由ということですね。小学校、中学校に対しては先ほど委員からも御指摘をいただいて重々承知はしておるのですが、少なくとも本県の考えとしては小学校、中学校は公立義務教育としての受け皿がしっかりあるので、そういった部分で補助金を県としてどこまで支給をさせていただくかというところでの議論で少し単価をちょっと抑えているというところですね。もともと先ほど会長からも御指摘をいただいています。あくまでも交付税措置と補助金で1人当たりはこれぐらいを国として、標準的には措置をするという、あくまでも考え方の基本ですので、実際に間違いなく県に1人、35万円というのを確実にいただいてですね、それを歳入として受け取っているわけではなくて、これは決してすみません。委員に言い訳を申し上げるわけではないですけども、総論としては、国としては、そのような形で私学助成というのを考えているというところですね。高校に関しても、国の標準費よりも減っているところというのは、それは父母負担軽減事業補助の方に限られた財源を配分をさせていただいていますので、運営費補助金の方には単価としては、少なくなっているというような状況でございます。

○委員 ありがとうございます。私も詳しい知識がないのでちょっと確認したいのですが、そうしますとね、小中学校は義務教育があるのだから、埼玉県の場合はこれぐらいだということを埼玉県が、考えて、私もいつも心苦しいのはいつも全国で最下位であると、1人当たりのね、予算額が全国でいつも最下位だ最下位だと言われているときに、それを少しでも上に上げていこうということであれば、国からもっとなんというか国庫補助金を取りに行くというようなことはできないも

のなのか。それからですね、あと、そもそも全体の予算が減ったという中では、幼稚園の部分で減ったということなのですけど、そうすると小中高だけで考えると、決して減ってなくて、前向きに増やしていこうとしているのか、その点の確認をしたいと思います。

○事務局 1点目のですね、まず、国に対する要望というのは、これは毎年きちっと要望させていたでいています。決して私どももしっかり国の標準費どおりに、補助をお配りしていない中では、なかなか言い苦しいところであるのですけども、もっと、そういった交付税措置あるいは補助を増やしてほしいというのは、毎年、しかるべきタイミングで、国、政府の方に要望させていただいています。2点目の高校に関しては確かに標準費には届いてはいないのですけれども、少なくとも昨年度よりは単価の方は増やしております。小学校、中学校は委員から御指摘いただいたとおり、ここ数年は、単価は据え置いておりますので、生徒数が、下がっていますので、予算としては下がっております。小中学校に関してはですね。失礼しました。小中学校も生徒数が増えていますので、小中高は予算としては増えております。

○委員 ごめんなさい。私も知識不足なので確認したいのですが、そうしますと、要望はね、分かるのです。要望は、全体としての要望なのか、1人当たりの要望なのか。両方しているのだと思うのですけど、要望しても、全国平均的な補助が受けられないという、ことは一体どういうことなのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○事務局 すみません、私の説明が足りずに。もちろん要望はしてですね、国の標準費自体は、国も先ほどお話あったとおり、物価高騰ですとか人件費高騰も踏まえて標準費自体は上げていただいています。ただ、そのお金が、そっくりまず歳入として来ていないという、これはもう全国どこもそうだと思うのですけど、交付税措置として、マクロの話で、交付税は埼玉これぐらいだっという計算をしていく中で、トータル圧縮されて交付税が来ますので、それは交付税の基準なののですけども、実際に標準費があったときに、その標準費どおりに、私ども例えば高校であれば、運営費の予算措置をしてないのは、その標準費の予算の中から少し財源という形で使わせていただいて、父母負担軽減事業補助の方で授業料の軽減の方に使わせていただいています。高校に関してはですね。ということで、高校に関しては標準費よりも少ない単価という形になっております。以上でございます。

○委員 分かりました。

○委員 1つは、ぜひ今の質問に絡んだところでの共有の情報なののですけども、全国中高連の調査でいうと、令和7年度のいわゆる標準費を都道府県の経常費補助もしくは運営費補助金の下回っている県は全国で今年は6県です。東日本では埼玉だけです。さらに言うと、さっき言った地方交付税と国庫補助金、これを足した金額以上のものが、今これ令和2年にいわゆる全国平均の運営費補助金、国庫補助金を上回るようになりました。令和元年度がちょうど大体、全県の平均でいくと、国庫補助金と学校に出る運営費補助金が全国では大体並んで、次の年からは徐々に、いわゆる都道府県から出ている運営費補助金が国庫補助金を上回るような状況になってきている。だから今年も

5,000円ぐらいでしたかな、5,000円ぐらい全国平均では上回っているというデータがあります。先ほど言いましたように、都道府県が補助を出している県は、ただその運営費補助金が低いという話ありましたけど、もう一番出しているのは今東京と大阪だと思うのですよね。東京はもちろん財源措置額よりもはるかに多く、これは東京っていう特殊な状況もあります。大阪は下回ってはいますが、大阪の運営費補助金が35万300円ですかね。がもう令和7年度当初。だから埼玉県よりは2万円ぐらい高い額が、授業料無償化をやっている大阪でも出ているというのも1つの事実として、もうお知りおきいただけたらと思います。それと最後にすみません。質問をもう1個だけお願いします。さっきの12ページの本務教員充足加算について、2の方ですね、これ中学校と中等前期、高校とありますが、これは小学校が外されているのは何か理由があるのでしょうか。

○事務局 こちらの政策誘導配分につきましては、中学校と高校の2つということになっております。小学校を外している理由なのですけれども、小学校全部で6つの学校しかないので、政策誘導配分の方に比率を高めてしまいますと、もらえる学校ともらえない学校の差が激しくなってしまうということがございますので、小学校は、基本的に政策誘導配分は数を限定させていただきまして、基礎配分の方に重点を置いているところでございます。以上です。

○中野会長 どうぞ。

○委員 17ページ目の幼稚園の方の小規模園加算のことについて、考え方の御確認をしたいのですけれども。今の配分がどうかということではなく、これだけ少子化が進んでいますので、当然今の定員数を全部今の存在する幼稚園の数で、ずっと充足するということはないと思うのですね。そうするとこの小規模園加算についての存在意義というかそういうのも、今後、どうするかというのを考えるタイミングというのが近々といえますか、もう来るのではないかなと思ってまして、何かこう考え方を変えるなり何なり、検討するのにも時間がかかりますので、そうするとこちらについてどういう風にするのか、埼玉県として、認定こども園とかそちらの方に誘導的に移すからこちらについては廃止するのかとか、取扱いについてですね、考え方について今後どういう風に、何か今お考えのものがあのかどうかを含めてお教えいただければと思います。

○中野会長 はい、お願いします。

○事務局 小規模園加算についてでございますけれども、現状ですね、小規模な幼稚園がございますところもありまして、一応は小規模園加算としては、現状は引き続き行っていくように、継続していこうとは思っております。

○事務局 すみません。ちょっと補足で、今委員から御指摘いただいたとおり、確かにもともと小規模園加算の基準としていた150人を平均が下回るという状況ですので、もともとこの加算自体ですね、どうすべきかというのは、御指摘のとおりだと思っています。一方でこの加算によって、補助を受けて、実際にそれを経営の資金としていただいている園もあるので、やはり激変緩和的ですね、考えていかなければいけないと思いますので、引き続き今後の園児数の動向などを見なが

ら、この部分については検討していきたいと思っております。以上です。

○委員 現在受け取ってらっしゃる園は当然これを当てにして運営されているところもたくさんあると思うので、今後の方向性というか、考え方というのをやはり示していく必要があると思います。園自体も今後どういう風に運営していくのか、廃園にされるのかそれともほかの園と合併して規模を大きくして効率化を図るのかとか、色々なやり方があると思うので、そういうのも丁寧に御説明しながらやっていく必要があるのではないかと思います。

○事務局 承知しました。ありがとうございます。

○中野会長 委員、連合会の会長として、今の議論というのはこれから将来の問題なのですが、何か議論はされているのですか。

○委員 ずっと議論してしまってますね、組織としても、また行政の皆さん、議会の皆さんとですね、練っているところであります。ですので、ここでちょっと限られた時間だと厳しいなと。

○中野会長 はい。委員。

○委員 先ほどですね、小中高の生徒1人当たりの金額、国の方の数字が委員から出されているのですけれども、幼稚園と専修各種学校の方、これは県の方は出ていますが、国の方も数値が分かれば。それから、専修学校、大分金額低いのですけれども、その理由をお願いします。

○中野会長 お願いします。

○事務局 専各の単価が低いということよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○事務局 専修各種学校につきましては、国庫補助がございません。県単独の補助しか出してないということがございますので、単価がほかの学種と比べると低く設定されているという状況でございます。

○事務局 幼稚園につきましては、令和7年度の標準費はですね、20万3,021円となっております。幼稚園の単価は県単の上乗せがありますので、標準費を上回っております。

○委員 分かりました。

○中野会長 そのほかに、ございませんか。それでは委員の皆様から、様々な大局的な意見も出ましたし、これらの意見を踏まえて、次回の審議会に向け、事務局で精査した上で、令和7年度運営補助金配分の基本方針の案を整理してください。以上で、議事は全て終わりました。それではここで進行の任を解かせていただきます。後の進行は事務局にお任せします。よろしくお願いします。

10 閉会

○司会 中野会長、進行ありがとうございました。

次回の審議会につきましては、9月を予定しております。お手元に日程調整表を配付させていただきましたので、後日事務局まで御送付いただくか、またEメールでも同じものをお送りしますので、

Eメールで御返信くださるようお願いいたします。回答集約次第、開催日時を御連絡いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日は活発かつ貴重な御意見を賜り、長時間にわたり誠にありがとうございました。

(1時間34分)